

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年8月1日作成)

法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）
根拠条項	第125条
許認可等の種類	移行法人の公益目的支出計画の変更の認可
法令の定め	（認定法） 移行法人は、公益目的支出計画の変更をしようとするときは、認可行政庁の認可を受けなければならない。
審査基準	「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定）
標準処理期間	総期間 4日・ <input type="text"/> 月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ <input type="text"/>) 協議機関 2.5日・ <input type="text"/> 月（北海道公益認定等審議会） 処分機関 1.5日・ <input type="text"/> 月（ <input type="text"/>)
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号：011-204-5004）
申請先	同上（電話番号： <input type="text"/>)
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： <input type="text"/>)
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98928.html ）